

○美里町議会意見交換会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美里町議会基本条例(令和5年条例第25号)第18条第2項の規定に基づき設置する意見交換会の運営について必要な事項を定める。

(開催時期等)

第2条 意見交換会は、町民で組織する団体から議長に開催の申し込みがあった場合、又は議員から議長に開催の申し出があった場合に全員協議会で協議し、必要と認めるときに開催する。

2 意見交換会は、原則として、町内で活動している団体と個別に開催する。

3 意見交換会の開催を希望する団体等は、美里町議会意見交換会開催申込書(別紙)を開催予定日の1か月前までに議長に提出するものとする。

4 意見交換会の会場は、申込者と協議して決定する。

(議題)

第3条 意見交換会の議題は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

(1) 町政に関すること

(2) 町議会に関すること

(3) その他重要な事項に関すること

(役割分担)

第4条 意見交換会における司会進行・記録者等の役割分担は、全員協議会で協議し決定する。

(意見交換会の公表等)

第5条 意見交換会の結果は、会議終了後に議会出席者代表が報告書を作成し、議長に提出する。

2 前項の報告書は、原則として町のホームページに掲載するほか議会だよりで公表する。

3 町行政に対する意見・提言等で重要なものは、議長の判断により町長に報告する。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

